

第三号中、「第二条(定義)に規定する長期信用銀行」とあるのは、「第八条(長期信用銀行の発行)の規定による長期信用銀行」と、「第七条の二第一項(債券の発行の特例)に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)附則第六百九十九条)とあるのは、「第八条第一項(特定社債の発行)(同法第五十五条第四項(長期信用銀行が普通銀行となる転換)において準用する場合を含む。)(の規定による特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第二百条第一項)と、なおその効力を有するものとされる同法附則第六百八十八条)とあるのは、なお従前の例によることとされる同法第九十九条」と、の認可を受けたもの(その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。)(とあるのは(同法第二十四条第一項第七号(合併に関する準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券」と、「第五十四条の二第一項(全国連合会の債券の発行)に規定する全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券」とあるのは、「第五十四条の二第一項(全国連合会債の発行)の規定による全国連合会債」と、同項第五号中「証券取引法」とあるのは、「金融商品取引法」と、同法第二条第九項(定義)に規定する証券会社又は外国証券会社の支店」とあるのは、「前条第四号に掲げる金融商品取引業者」と、同項第六号中、「第二条第二十八項」とあるのは、「第二条第二十二項」と、「受益証券」とあるのは、「受益権」と、同項第八号中、「受益証券」とあるのは、「受益権」と、同項第九号中、「第二百二十四条の三第二項第六号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する社債的受益証券」とあるのは、「第六条の三第四号(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する社債的受益権」と、「受益証券」とあるのは、「受益権」と、「証券取引法」とあるのは、「金融商品取引法」と、「勧誘」とあるのは、「取得勧誘」と、同項第十号中「証券会社又は外国証券会社の支店」とあるのは、「金融商品取引業者」と、「旧所得税法施行令第三十六条第一項中、「又は収益の分配」とある

のは、「収益の分配又は剰余金の配当」と、「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同条第二項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「利子等」とあるのは、「利子、収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第三項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十七条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同項第二号中、「又は収益の分配」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第三十八条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは、「障害者等」と、旧所得税法施行令第三十九条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「に規定する社債的受益証券に係る」とあるのは、「に掲げる社債的受益証券に係る元本の額」と、「第三十条第四号」とあるのは、「第五十二条第四号」と、「社債的受益権の元本の額」とあるのは、「元本の額をいう。)(と、同条第三項中、「又は収益の分配」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四十一条から第四十一条の三までの規定中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十二条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同項第一号中「第十七条の二第一項(債券の発行の特例)に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第六百九十九条)とあるのは、「第八条第一項(特定社債の発行)に規定する普通銀行で同項(同法第五十五条第四項(長期信用銀行が普通銀行となる転換)において準用する場合を含む。)(の認可を受けたもの(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百条第一項)と、なおその効力を有するものとされる同法附則第六百八十八条)とあるのは、なお従前の例によることとされる同法第九十九条」と、「の認可を受けたもの(その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。)(とあるのは(同法第二十四条第一項第七号(合併に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)(の認可を受けたもの」と、「(全国連合会債の発行)」と、同条中、「証券取引法第六十五条の二第一項(金融

機関の証券業務の登録)とあるのは、「金融商品取引法第三十三条の二(金融機関の登録)と、旧所得税法施行令第四十三条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「第三十条の九第一項第一号」とあるのは、「所得税法施行令第三十条の九第一項」と、「に定める」とあるのは、「の氏名、生年月日及び住所を証する」と、同条第二項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同条第三項中「第三十二条)とあるのは、「第三十二条各号」と、旧所得税法施行令第四十四条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十五条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同条第三項中、「又は収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四十六条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、「又は収益の分配」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当」と、旧所得税法施行令第四十七条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、旧所得税法施行令第四十八条第一項中「老人等」とあるのは、「障害者等」と、同条第三項中、「又は収益の分配」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当」と、同条第五項中「老人等」とあるのは、「障害者等」とする」に改め、同条第二項中「以後は、旧所得税法施行令を、から金融商品取引法施行日の前日までの間は、旧所得税法施行令に、中公益信託」とあるのは、「公益信託等」と、同項第一号中「第五十条の二第一項各号」とあるのは、「第五十条の二第一項第一号、第二号又は第四号」と、同項第二号中「第五十条の二第一項第二号から第四号まで」とあるのは、「第五十条の二第一項第二号又は第四号」と、同項第三号中

「受益証券並びに第五十条の二第一項に規定する特定の投資法人の投資口」とあるのは、「受益証券」と、旧所得税法施行令を、及びに」とする」を、とし、金融商品取引法施行日以後は、旧所得税法施行令第五十条の二第一項中「公益信託」とあるのは、「公益信託等」と、「受益証券は、次に掲げる受益証券」とあるのは、「受益権は、次に掲げる受益権(第三号に掲げるものを除く。)(と、同項第一号、第二号及び第四号中「受益証券」とあるのは、「受益権」と、同項第五号中「第二百二十四条の三第二項第六号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)とあるのは「第六条の三第四項(受託法人等に関するこの法律の適用)と、社債的受益証券」とあるのは「社債的受益権」と、旧所得税法施行令第五十一条第一項中「公益信託」とあるのは、「公益信託等」と、同項第一号中「公益信託」とあるのは、「公益信託若しくは加入者保護信託」と、「公益信託」とあるのは、「公益信託等」と、同項第二号中「公益信託」とあるのは、「公益信託等」と、旧所得税法施行令第五十一条の二第一項中「公益信託」とあるのは、「公益信託等」と、同項第二号中「投資信託委託業者」とあるのは、「投資信託委託会社」と、「第二条第十八項」とあるのは、「第二条第十一項」と、同条第二項中「投資信託委託業者」とあるのは、「投資信託委託会社」と、旧所得税法施行令第五十一条の三第一項中「公益信託」とあるのは、「公益信託等」とする」に改める。

財務大臣 尾身 幸次
内閣総理大臣 安倍 晋三

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年三月三十日

政令第八十三号

法人税法施行令の一部を改正する政令
内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)の施行に伴い、及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 安倍 晋三